

委任統治期南洋群島における内地観光団に関する覚書

A Short Note on Tourist Parties in Micronesia under Japanese Mandate

千住 一*
Hajime SENJU

Abstract: In the train of the World War I, Japan had started to rule over Micronesia as *Nanyo gunto*. And the Paris peace conference, which held at 1919, decided Micronesia to be mandated area that League of Nations administers. Consequently, the system of Japanese mandate toward Micronesia had begun from April, 1922. This paper focuses on tourist parties which had organized during this mandated period. Tourist party, Micronesian participated and stayed at Japanese inland several weeks, was a part of policy for inhabitants of Micronesia by South Seas Government, or *Nanyo cho*. Although, historical materials on tourist parties during Japanese mandate have not been found much, today. Thus, this article aims to arrange these materials for prospective studies.

Keywords: 内地観光団 (tourist party), 委任統治 (mandate),
住民政策 (policy for inhabitants), ミクロネシア (Micronesia)

- I はじめに
- II 『南洋府統計年鑑』
- III 『日本帝国委任統治地域行政年報』
- IV 『南洋群島教育史』
- V おわりに

I はじめに

日本は第一次世界大戦への参戦を機に、ドイツ領ミクロネシア一帯を占領した。その後のパリ講和会議において、当該地域、すなわち南洋群島は国際連盟が管理する委任統治地域となり、日本がその統治受任国となる。これを受け、1922年4月より日本による南洋群島の委任統治が開始される。日本は南洋群島を委任統治するにあたり、統治機関として南洋府をパラオに置き、南洋群島を、サイパン、ヤップ、パラオ、トラック、ポナペ、ヤルートの6区域に分割し、各地に南洋府支庁を

設置した。こうした日本による南洋群島委任統治体制は、実質的に太平洋戦争まで続くこととなる。本稿は、この委任統治期間に組織された内地観光団（以下、観光団と略す）に着目し、関連する史料の整理を行うことを目的としている。¹⁾

観光団とは、旧来からの南洋群島住民（以下、住民）を参加者とし、日本本土に数週間滞在して各地を見て回るというものであり、日本海軍が南洋群島を占領した直後の1915年から始められた。観光団はその後も毎年1回、夏季に実施され続け、本稿が取り上げる委任統治期においても同様に組織され、後に詳しく述べるように、1939年までその存在を確認することができる。しかしながら、既存研究は観光団について積極的に論じて來ず、関連史料の発掘も進んでいとは言い難い状況にある。

こうした現状に鑑み、筆者はこれまで、1915

*立教大学観光学部・助手

年の第1回観光団と1916年の第2回観光団の成立背景、政策的要因、旅程の詳細などを明らかにしてきた。²⁾よって、委任統治期における観光団について取り上げる本稿は、筆者の従来の問題関心の延長線上に位置づけられる。それと同時に、現時点では、決して充実しているとは言えない委任統治期観光団に関する史料を整理することにより、本稿が後発の研究の一指標となることを期待している。

さて本稿は、主に、南洋庁作成の『南洋庁統計年鑑』、外務省作成の『日本帝国委任統治地域行政年報』、南洋群島教育会作成の『南洋群島教育史』に記された観光団に関する知見を整理し、適宜、それらに対応する既往研究や関連史料について言及した。

II 『南洋庁統計年鑑』

まず、委任統治期における観光団の全体像を概

観したい。ここで有益なのが、南洋庁が作成していた『南洋庁統計年鑑』（以下、『統計年鑑』と略す）である。『統計年鑑』は、1933年から1941年にかけて計9回発行され、観光団に関する記載は、第2回から第9回までの『統計年鑑』に登場する。³⁾【表1】は、これらの記述にもとづいて作成した委任統治期観光団の概要である。⁴⁾この表から分かるとおり、委任統治期において観光団は、1922年から1939年にかけて継続的に計18回実施され、延べにして364人の住民がそれに参加し、各観光団には「補助金」が交付されていた。⁵⁾そして、全ての観光団について明らかにされたわけではないが、観光団の内地滞在日数は、概ね3週間前後となっている。

また、この『統計年鑑』には、観光団についての簡単な解説が付されており、1934年と1935年に発行された『統計年鑑』には、「島民ニ対スル教化ハ学校教育ノ外青年団ノ指導、部落ノ改善獎

表1 委任統治期における内地観光団の概要

年	「補助金」「観光人員」		支庁別「観光人員」(人)						「観光日数」(日)
	(円)	(人)	サイパン	ヤップ	パラオ	トラック	ポナペ	ヤルート	
1922	4000	23	0	9	14	0	0	0	—
1923	2000	19	0	0	0	3	7	9	—
1924	2000	28	0	0	28	0	0	0	—
1925	500	20	0	0	0	5	7	8	—
1926	2000	20	0	1	19	0	0	0	—
1927	1350	13	0	0	0	4	9	0	—
1928	1500	21	4	0	17	0	0	0	—
1929	1560	15	0	0	0	0	10	5	—
1930	1500	19	5	0	14	0	0	0	25
1931	800	18	0	0	9	4	5	0	18
1932	1500	23	0	6	17	0	0	0	21
1933	1500	19	0	0	0	5	9	5	18
1934	1500	21	4	5	12	0	0	0	18
1935	1500	20	0	0	0	10	10	0	19
1936	1500	22	3	4	15	0	0	0	21
1937	1500	24	0	0	0	8	15	1	22
1938	1500	21	5	4	12	0	0	0	25
1939	1500	18	0	0	0	7	8	3	18

出典) 南洋庁 1934-1941『南洋庁統計年鑑(第2回から第9回)』南洋庁より、筆者作成(2006年1月)。

注) 「—」内の表記は、出典記載のまま。

「観光日数」は、「内地着発ノ日ヲ除キタル内地滞在日数」を意味する。

「—」は、当該史料に記載がないことを示す。

励等ヲ為シツツアリ、又年々観光団ヲ組織シ内地枢要ノ地ヲ観光セシメ産業、交通、教育其ノ他万般ノ文化施設ヲ見学セシメツツアリ」⁶⁾ 1936年から1939年までに発行された『統計年鑑』には、「島民に対する教化は学校教育の外青年団の指導、部落の改善奨励、内地観光団の派遣などに拠て漸次効果を収めてゐる」⁷⁾ とそれぞれ記されている。

ところで、1926年頃から南洋庁に勤務していた光安国男は、委任統治期の観光団について、「編成は大体二十人でサイパン、ヤップ、パラオ組と、トラック、ポナペ、ヤルート組にわけて隔年に出すことにしていた」と後年、回想している。⁸⁾ そして、財團法人日本交通公社作成の報告書によると、パラオは南洋庁所在地であったため、観光団参加に際して「有利」であったという。⁹⁾ 【表1】における「観光人員」に関するデータは、これらの見解をほぼ裏づけるものであると言えようが、その詳細な経緯および政策的背景については不明のままである。

III 「日本帝国委任統治地域行政年報」

さて、1920年から1938年にかけて外務省が作成していた『日本帝国委任統治地域行政年報』(以下、『行政年報』と略す)にも、委任統治期観光団に関する記述が見受けられる。等松春夫の整理によると、この『行政年報』は、南洋群島が国際連盟による委任統治制度の下に置かれたことを受け、統治受任国たる日本が国際連盟への提出を義務づけられていた南洋群島統治に関する報告書である。そして、その内容は国際連盟理事会において審査され、また、1933年3月の日本による国際連盟脱退宣言以降も、『行政年報』は国際連盟に送付され続けた。¹⁰⁾

観光団に関する記述は、1922年から1938年にかけて作成された『行政年報』において看取される。¹¹⁾ 今泉裕美子は、これら『行政年報』の内容を検討することにより、委任統治期における観光団が、日本が国際連盟より求められていた「地域ノ住民ノ物質的及精神的幸福並社会的進歩ヲ極力増進」を達成するために施行した、「島民ノ福祉」政策の一環として位置づけられていたことを明らかにする。¹²⁾

順を追って『行政年報』における主たる観光団に関する記述を見ていくと、まず、1922年の『行政年報』に、「観光団補助費新設 土人ヲシテ文明國ノ實際ヲ視察セシムルコトハ彼等ノ知識ヲ広メ生活ヲ向上セシムルカ為最モ必要ナルコトヲ認メ土人ヲシテ日本觀光団ヲ組織シテ日本ニ旅行セシメ居レリ」¹³⁾ とある。続いて、1926年の『行政年報』には、「毎年島民ノ内地観光団ヲ組織シ東京、大阪、其ノ他内地枢要ノ地ヲ観光セシメテ文化的施設ヲ直接見学セシメツツアルカ之カ刺激ニ依リ精神開発ノ効顯著ナルモノアリ」¹⁴⁾ とあり、以降、同様の記述が1938年まで続く。また、観光日数は約20日間、経費は1人あたり約300円、そのうち約半額を行政側が補助するという文言も、1926年から1937年までの『行政年報』において見て取れる。¹⁵⁾

そして、多少細かい点であるが、『行政年報』における観光団参加者に関する記述は経年に変化する。つまり、1926年から1930年までは単なる「島民」であったのが、1931年および1932年では「島民ノ村吏其ノ他有力者及将来島民部落ノ中堅タル青年等」に、1933年以降は「島民有志」へとそれぞれ変化し、さらに1934年からは、そこに「彼等ハ何レモ各島ニ於ケル知識階級ニ属スル中心者連」という一文が加わるのである。¹⁶⁾

また、今泉は、南洋群島で進められていた「住宅改善」と観光団の関係についても指摘する。それによると、南洋庁は「衛生政策」の一環として「模範家屋」の建設を奨励しており、『行政年報』には、観光団の実施がそうした政策の推進に寄与したという記述が見られるという。¹⁷⁾ 1927年の『行政年報』を例に該当箇所を見てみると、「島民ハ観光団トシテ内地ノ建築ニ接シ或ハ当庁官舎等ヲ実見スルニ至リ漸次覚醒シタル結果採光換気等ニ關シ考慮ヲ払フニ至リ現在ニ於テハ各村落ニ漸次衛生的住宅ノ建築ヲ見ルニ至レリ」¹⁸⁾ とあり、以降の『行政年報』にも同様の文章が掲載されている。

ところで、上述した約半額の観光団経費補助についてであるが、先の【表1】における「補助金」がそれだとするならば、『行政年報』の記述に関しては一定の留保が必要である。つまり、「補助

金」の額と「観光人員」の関係を踏まえると、約300円の半額、すなわち約150円の補助が参加者全員に交付されたとは考え難い。また、参加者全員に補助が適用されたとするならば、その際の補助額は1人あたり約150円を下回っていたか、もしくは、『統計年鑑』で示された科目以外から観光団参加者への補助が拠出されたとするのが妥当であろう。さらには、観光団経費そのものが1人あたり300円には至っていないとも考えられる。しかし、いずれの可能性についてもそれを決定づける史料を見出せていない。

IV 『南洋群島教育史』

中村茂生が指摘するように、1938年に南洋群島教育会が発行した『南洋群島教育史』（以下、『教育史』と略す）には、1937年度以降の観光団についての重要な指摘が含まれている。¹⁹⁾つまりそこには、1937年度以降、観光団関連の事業は「南洋文化協会」なる団体へ移管され、1938年度からは、各支庁から「公学校及木工徒弟養成所優良卒業生」を1名ずつ、全ての経費を支給するかたちで観光団に参加させていたとある。²⁰⁾

まず、前段の「南洋文化協会」とは、「島民観光団の事務」を業務のひとつとしていることから、「南洋群島文化協会」のことを指していると推察される。²¹⁾『教育史』の整理によると、南洋群島文化協会とは、「南洋群島在住民の文化向上並其の福祉を増進する」ことを目的に、1937年4月に南洋協会南洋群島支部の業務を引き継ぐかたちで成立した団体である。²²⁾そして、南洋群島文化協会が観光団業務を行っていることからも分かるとおり、その前身たる南洋協会は観光団との関わりを有していた。つまり、1935年発行の『南洋協会二十年史』を見る限り、南洋協会は1923-1926、1931、1933年に実施された観光団をそれぞれ「斡旋招待」し、²³⁾1935年には、南洋協会南洋群島支部発行の雑誌『南洋群島』に、日本人の観光団関係者が記した記事が掲載されている。²⁴⁾

次に、「公学校」および「木工徒弟養成所」についてであるが、前者は、満8才以上の住民児童が通っていた初等教育機関であり、本科を3年間、補習科を2年間とし、日本語、算術、図画、唱歌、

体操、手工、農業、家事、修身といった教科が設定されていた。²⁵⁾そして、後者の木工徒弟養成所とは、「島民の建築及木工に従事せんとする者に必須な知識技能を授け、併せて徳性を涵養する」ことを目的に、1926年5月にパラオのコロール公学校に併置された、「島民木工の養成所」である。木工徒弟養成所は、修業年限を2年間、その入所資格を公学校補習科を卒業した16才以上の男子で成績優秀者とし、毎年各支庁から数名の入所者が選抜され、入所者は授業料や生活費を一切負担しなかった。²⁶⁾なお、先の『統計年鑑』によると、1938年の時点で、南洋群島全体に公学校は計26校あり、その在校生は本科計2,623名、補習科計728名、木工徒弟養成所の在籍者は計38名となっている。²⁷⁾

また、公学校で使用された日本語教科書には、観光団が教材として取り上げられていた。『教育史』によると、その初出は、1933年3月に完成した第3次編纂『補習科用南洋群島国語読本：卷三』であり、²⁸⁾1937年度より使用が予定されている第4次編纂『補習科用南洋群島国語読本：卷三』の目次にも、「観光団」という項目が見て取れる。²⁹⁾そこで、第4次編纂の教科書に収録された「観光団」の内容を確認しておくと、観光団参加者の視点から、横浜、東京、京都、大阪などの様子やそこでの感想が、漢字平仮名交じりの文章で描かれるという構成になっている。³⁰⁾

V おわりに

最後に、本稿で示すことのできた僅かな手掛かりを、委任統治期に先立つ軍政期における観光団との関連からまとめたい。³¹⁾既述のとおり、南洋群島を占領したのは日本海軍であり、海軍を母体とする臨時南洋群島防備隊（以下、防備隊と略す）がその統治にあたった。軍政期とは、委任統治期以前のこの防備隊による南洋群島統治期間のことを指し、観光団は、軍政期の1915年に初めて組織され、以降、1920年を除いて毎年実施されている。

まず、『統計年鑑』にもとづいて示した全体像であるが、1回ごとの参加者数は軍政期のものよりも少數であり、また、サイパン、パラオ、ヤッ

ブ組、 トラック、 ポナペ、 ヤルート組の隔年的な参加も、 軍政期には見られない特徴である。 そして、 軍政期観光団には、「官費」と「私費」による参加者が混在しており、 観光団全体への「補助金」という制度は採用されていなかった。

次に、 軍政期における観光団は、 その実施意図を、 住民統治政策の一環であると明確に謳っていた。 しかし、 当然のことながら、 国際連盟に提出された『行政年報』における観光団に関する記述は、 軍政期のそれと一線を画すものであった。 一方、 国際連盟に審査される必要のなかった『統計年鑑』では、「教化」という『行政年報』よりも直裁的な表現が使用される。 また、 軍政期観光団はその目的ゆえ、 参加者を首長関係者や住民有力者としていた。 『行政年報』には観光団参加者に関する記述が含まれているが、 『行政年報』の性格上、 そこでの記載に対しては多少の検討が必要であろう。³²⁾

さて、 軍政期観光団は、 途中から住民児童を参加者に加えていく。 これらの児童は、 当時の住民学校の在校生もしくは卒業生であり、 1938年から見られるようになつた公学校や木工徒弟養成所との連携への類似が指摘される。 同様に、 南洋協会は、 軍政期の時点で観光団と密接な関係を持つており、 南洋群島文化協会と観光団の関わりの出発点は、 軍政期にまで遡れることになる。 また、 1938年に始つた木工徒弟養成所からの観光団参加は、 『行政年報』にある、 観光団での見聞と住民住宅改善の関係が一般性を持つと判断された結果なのかも知れない。

しかしながら、 現時点では、 軍政期観光団と委任統治期観光団の関係、 そして委任統治期観光団そのものについて、 これ以上のことを言うことができない。 つまり、 ここまで整理してきたように、 委任統治期における観光団に関しては、 断片的な記述が集まるのみであつて、 それらを有機的に繋ぎあわせる有力な史料が見出されていないのである。 よってしばらくは、 最初に書いたように、 今後の史料の発掘と後発の研究の登場を待つことにしたい。

謝 辞

本稿でたびたび言及した中村茂生氏の修士論文(中村 1996)を参照するにあたり、 中村氏ご本人および立教大学文学部豊田由貴夫先生から、 格別のご配慮を賜つた。 また、 本稿は、 2005年度立教大学研究奨励助成金による研究成果の一部である。 この場を借りて感謝申し上げたい。

注

- 1) 当時の史料に依拠したため、 本稿には、 今日において使用が躊躇されている語句が散見されるが、もちろん他意はない。 また、 史料引用に際し、 漢字については可能な限り旧字を新字に改め、 ルビは省略した。
- 2) 千住 (2004, 2005 a, 2005 b).
- 3) 南洋庁 (1934-1941)。 なお、 本史料の作成者は、 第2-3回が「南洋庁」、 第4-5回が「南洋庁長官官房文書課」、 第6-8回が「南洋庁長官官房調査課」、 第9回が「南洋庁内務部企画課」となっているが、 本稿では便宜的に「南洋庁」に統一した。
- 4) 筆者はかつて、 『統計年鑑』および『南洋群島教育史』(南洋群島教育会 1938)を参照し、 1926年の観光団参加人数を「19もしくは20」とした(千住 2005 a : 54)。 しかし後に、 『南洋群島教育史』の19名という記載に誤りがあり、 正しくは『統計年鑑』と同じく20名であることが判明した。 よって改めて、 当該年の参加人数を20名とした。
- 5) 現時点では、 1940年以降に観光団が実施されたことを示す史料を発掘できていない。 中村茂生は、 1940年に発行された雑誌『南洋群島』に掲載された観光団参加者による手記の存在に着目し、 観光団は1940年まで実施されたとする(中村 1996 : 40-45)。 確かに、 この手記には、「本年」8月に実施された観光団に参加した旨が記されているが(アントン 1940 : 40)、 当該雑誌は1940年2月に発行されている。 よってこの手記は、 恐らく1940年の前年、 すなわち1939年に組織された観光団に関するものであると推察される。
- 6) 南洋庁 (1934-1935 : 4).
- 7) 南洋庁 (1936-1939 : 5).
- 8) 光安 (1965 : 95).
- 9) 財團法人日本交通公社 (1975 : 40).
- 10) 等松 (1999).
- 11) 外務省 (1922-1938)。 各『行政年報』の正確な発行年は不明。 本稿では便宜的に、 各『行政年報』の表題に付された年または年度を、 当該『行政年報』の発行年として扱つた。
- 12) 今泉 (2001 : 42-44).
- 13) 外務省 (1922 : 16).
- 14) 外務省 (1926 : 133).
- 15) 外務省 (1926-1937).

- 16) 外務省 (1926-1937).
- 17) 今泉 (2001 : 54).
- 18) 外務省 (1927 : 208-209).
- 19) 中村 (1996 : 40).
- 20) 南洋群島教育会 (1938 : 352-353).
- 21) 南洋群島教育会 (1938 : 445).
- 22) 南洋群島教育会 (1938 : 444-448).
- 23) 南洋協会 (1935 : 242).
- 24) 福川 (1935). なお、雑誌『南洋群島』の刊行も、1937年4月以降は南洋群島文化協会に移管されている。
- 25) 南洋群島教育会 (1938 : 197-231).
- 26) 南洋群島教育会 (1938 : 231-236).
- 27) 南洋府 (1940).
- 28) 南洋群島教育会 (1938 : 277-278). なお、1933年発行の雑誌『植民』には、第3次編纂『補習科用南洋群島国語読本：卷三』の「観光団」のページを撮影した写真が掲載されている。本誌記者 (1933 : 110).
- 29) 南洋群島教育会 (1938 : 291-293).
- 30) 南洋府 (1937).
- 31) 以下、軍政期における観光団に関する知見は、主に、千住一 (2005a, 2005b) による。
- 32) 矢内原忠雄は、1934年にヤップで見聞した2名の委任統治期観光団参加者に関して、その肩書きがともに「総村長」であると書き留めている。矢内原 (1935 : 524, 530).

参考文献

- アントン 1940 「内地観光から帰って：村の島民同胞に訴ふ」
『南洋群島』6 (2), 40-45頁).
- 福川宅一 1935 「島民の買物」(『南洋群島』1 (9), 41-43頁).
- 外務省 1922-1938 『日本帝国委任統治地域行政年報』(1922

- 年から1938年)』外務省.
- 本誌記者 1933 「群島に於ける我が南洋庁の教育施設」(『植民』12 (11), 108-113頁).
- 今泉裕美子 2001 「南洋群島委任統治における「島民ノ福祉」」
『日本植民地研究』13, 38-56頁).
- 光安國男 1965 「南洋群島の思い出」(南洋群島協会『思い出の南洋群島』南洋群島協会, 80-118頁).
- 中村茂生 1996 「南洋群島々民觀光團の研究」1995年度修士論文, 立教大学大学院文学研究科.
- 南洋府 1934-1941 『南洋府統計年鑑』(第2回から第9回)』
南洋府.
- 南洋府 1937 「第十九 観光團」(南洋府『公学校補習科国語讀本：卷三』南洋府, 73-79頁).
- 南洋群島教育会 1938 『南洋群島教育史』南洋群島教育会.
- 南洋協会 1935 『南洋協会二十年史』南洋協会.
- 千住一 2004 「「観光」へのまなざし：日本統治下南洋群島における内地観光團をめぐって」(遠藤英樹・堀野正人編『「観光のまなざし」の転回：越境する観光学』春風社, 132-146頁).
- 千住一 2005a 「日本統治下南洋群島における内地観光團の成立」(『歴史評論』661, 52-68頁).
- 千住一 2005b 「軍政期南洋群島における統治政策の初期展開と第2回内地観光團」(『日本植民地研究』17, 34-49頁).
- 等松春夫 1999 「「日本帝國委任統治地域行政年報」解説」
『日本帝國委任統治地域行政年報：第5巻』クレス出版,
1-10頁).
- 矢内原忠雄 1935 『南洋群島の研究』岩波書店.
- 財團法人日本交通公社 1975 『昭和49年度觀光文化振興基金調査報告書：パラオ島における経済・社会構造と觀光』財團法人日本交通公社.

